

平成30年12月14日

平成31年度税制改正に関する証券関係三団体談話

日本証券業協会 会長 鈴木 茂 晴
投資信託協会 会長 岩崎 俊 博
全国証券取引所協議会
(日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループCEO) 清 田 瞭

自由民主党及び公明党において、平成31年度与党税制改正大綱が取りまとめられた。

証券・投資信託関係では、NISA 制度の利用開始年齢を引き下げることやロールオーバーに係る移管依頼書等の電磁的提出の簡素化など利便性向上に向けた措置、公募投資信託等の内外二重課税の調整措置に係る所要の措置、レポ取引に係る利子の非課税措置の延長及び対象債券の拡大、マイナンバーに関する所要の措置等が実現されることとなった。

今回示された措置を歓迎するとともに、御配慮いただいた関係各位に深く感謝申し上げます。

今後も、つみたてNISAを含むNISA制度の恒久化・拡充、確定拠出年金制度の一層の充実、上場株式等の相続税評価額等の見直し、デリバティブ取引を含めた金融商品に係る損益通算範囲の拡大などの措置等の実現のため、関係各方面と連携して、全力で取り組んで参る所存である。

また、人生百年時代を迎えた今、資産形成目的の多様化に対応し、かつ、働き方等の違いにも公平な資産形成手段を提供していくことや、市場環境を整備し経済へのリスクマネー(成長資金)の供給を確保し、今後の人口減少の時代における我が国経済の持続可能性(サステナビリティ)を確保していくことも極めて重要である。

こうした中、税制改正大綱の「基本的考え方」において、NISAについては望ましいあり方を検討することとされている点については、我が国では家計の貯蓄から資産形成が長年にわたり進んでおらず、家計の安定的な資産形成の促進と成長資金の供給の確保という観点に留意した検討をお願いしたい。加えて、金融所得に対する課税のあり方の検討を行うこととされている点については、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分留意した検討をお願いしたい。

以上